

令和2年1月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年1月20日(月) 午前9時00分～10時05分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

| | | | | | |
|-----|----|--------|-----|----|------------|
| 1番 | 木下 | 得代 | 2番 | 大原 | 眞路(会長職務代理) |
| 3番 | 三木 | 洋一 | 4番 | 川田 | 一博 |
| 5番 | 吉田 | 宏明 | 6番 | 山下 | 恭生 |
| 7番 | 松下 | 良夫 | 8番 | 井上 | 賀博 |
| 9番 | 岡野 | 孝文 | 10番 | 村井 | 孝彦 |
| 11番 | 中村 | 康男(会長) | 12番 | 藤本 | 俊彦 |
| 13番 | 宮本 | 賢一 | 14番 | 猪熊 | 幸雄 |
| 15番 | 國重 | 幸代 | 16番 | 穴吹 | 秀雄 |
| 17番 | 梶野 | 和幸 | 18番 | 大西 | 和男 |

欠席委員

なし

傍聴推進委員

6番 中西 格

14番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 細川 | 英樹 |
| 事務局長補佐 | 竹村 | 秀基 |
| 事務局書記 | 飯尾 | 祐美 |

議事

| | | | | | |
|-------|---------------------|-----|--------|---------------------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条許可申請 | 4件 | 田 畑 | 6,828 1,520 | m ² m ² |
| 第2号議案 | 農地法第4条許可申請 | 件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 第3号議案 | 農地法第5条許可申請 | 3件 | 田 畑 | 1,953 | m ² m ² |
| 第4号議案 | 非農地証明願 | 2件 | 田 畑 | 46 726 | m ² m ² |
| 第5号議案 | 農地改良に係る届出 | 件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画書 | 31件 | 田 畑 | 48,035 7,608.68 | m ² m ² |
| 第7号議案 | | 件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 第8号議案 | 坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議 | 1件 | 田 畑 | 111 | m ² m ² |
| 第9号議案 | 農業経営改善計画の認定申請 | 6件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 報告第1号 | 合意解約 | 4件 | 田 畑 | 13,177 624 | m ² m ² |
| 合 計 | | 51件 | 田 畑 | 70,150 10,478.68 | m ² m ² |

令和2年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より1月の定例会を開催いたします。

本日もご審議をお願いする案件は、第1号議案から追加議案としてお手元に机上配布させていただいております第9号議案まで合計47件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中18名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

早速ですが、議案の訂正があります。追加議案P12の合理化の目標のうちニンニクを10aに訂正してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、今年最初の定例会です。今年もよろしくお願ひします。いつもなら大寒で一番寒い時期ですが、今年は暖冬で野菜も順調に育っているようです。そのような中でお忙しい所、お集まりいただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を6番の山下委員さんと7番の松下委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番三木委員さん、4番川田委員さん、5番吉田委員さんと私で、1月17日（金）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 932㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 1209㎡外5筆 計5,896㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が申請地付近の実家で農業を再開するため兄の妻の弟より譲り受けるものであります。本申請地付近には譲受人の実家があり、本申請地は、もともとその実家に住む譲受人の兄の農地でした。それが相続によりその兄から兄の妻、そして昨年兄の妻の弟へと所有権が移り変わりました。この度、譲受人が実家で農業を再開するため譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 214㎡外2筆 計990㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 379㎡外1筆 計530㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 2番について、農機具等の保有状況を教えてください。

書記 農機具は、実家近くの親類より借りる予定です。また、拠点を実家に移すと聞いております。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、3番三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 985 m² 【議案読み上げ】

横津川に架かる坂江橋から市道江尻林田線を北東へ約800mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業、不動産事業等を行っており、事業拡大を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

会長職務代理 ありがとうございました。ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。3番につきましては、先ほどの三木委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 925 m²【議案読み上げ】

坂出市立坂出小学校から西へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地分譲用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに分譲住宅用地を確保したいため。坂出小学校付近での問い合わせがあり、今後も需要があると見込めると判断し本申請の4区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 登記の面積は、925 m²ですが、実測したところ 1,000 m²を超えておりましたので、開発許可の対象となり、協議も進めているところである。

2 番、・・・、面積 16 m²外1筆 計 43 m²【議案読み上げ】

坂出市立白峰中学校から南東へ約 300mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は、両親と住んでいますが、手狭であるため、子供の生活環境の変化が少ない同じ町内で、住宅建築を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番2番については現地調査を実施しておりますので、4番川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番2番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 46 m²【議案読み上げ】

加茂出張所から、南東に約 400m に位置します。

申請理由 昭和 55 年より農道が拡幅されて、農道として利用しているためです。

2 番、・・・、面積 238 m²他 2 筆 合計 726 m²【議案読み上げ】

八坂神社から東に約 400m に位置します。

申請理由 農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和 22 年撮影の航空写真と、周辺の事情に詳しい、地元の方の確認書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第 4 号議案「非農地証明願」1 番 2 番につきましては、川田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」2 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」31 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 6 号議案 「農用地利用集積計画書 31 件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が 18 件、更新が 3 件、再設定が 10 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 5 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 31 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」31 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

井上委員

一般論として、借りる契約をしているのに、耕作や作付け等をしない場合に、農業委員会では何か対応できることはありますか。

事務局長

借りた以上は、管理する責任はあると思われまます。ただ、多くの担い手の方が借り

られる中で、連作障害等により作付けがされない事があるのは事実だと思います。しかし、管理はしていただかないといけないと思われませんが、作付けまでを求めるのは言いかねます。営農計画の中で、収穫後に間を置くこともあるでしょうし、収穫せずに放置して異臭が発生して苦情がある場合もあります。しかし、最低限の管理する必要は借り手にあると思います。

井上委員 最低限の除草まではしていただく必要はあると思いますが、契約の中で作るものまでできていれば、守るべきかと思いますので伺いました。

三木委員 農地中間管理機構が入れば通年になるようで、通年だと水稲や露地野菜等の計画になるけれど、当初から収益が上がらない水稲は作らずに冬物野菜だけという現実があるかと思えます。結果的に米の生産量が減少する要因にもなっているのかもしれない。

会長職務代理 お米の生産が減り、野菜だけを作っている状況で管理や水利の問題が出てくると思います。農業委員会がどこまで介入できるかと言うと、三木委員さんが言うように収益が上がらなければ作らないことがあるし、自然相手の仕事ですので契約だからと言ってきちんと作るようにと、どこまで言うのかは難しいと思います。

穴吹委員 転貸先の記載があり分かりやすいのですが、これからも記載するのですか。

書記 先月の定例会でも簡単に説明しましたが、1月定例会より中間管理法の改正により、所有者から農地機構への貸付と、農地機構から受け手への貸付を同時に行う一括方式が開始されたためです。従来は所有者から農地機構への貸付は農用地利用集積計画として農業委員会の公告により、また農地機構から受け手への貸付は配分計画として翌月の県の公告により行われていました。一括方式により、従来、配分計画として県の段階で行っていた農地機構から受け手への貸し付けを、一括して集積計画として公告するようになったためです。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」31件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が追加議案も含め7件出ております。

まず第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を議案の10ページに記載しており、11ページが集計表となっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請1件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。

続きまして今月は農政部門の議案がもう1件ございます。

第9号議案、「農業経営改善計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回6件提出されており、2件が新規で4件が更新でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の14日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を追加議案の1ページから2ページにまとめており、3ページ以降14ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案の1番は猪熊委員さんが関係者となりますので第9号議案の1番の審議にあたって、猪熊委員さんの退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

会長職務代理 第9号議案の1番について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理 第9号議案の2番以降6番までについて何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 P11の作付面積が水稻400aですが、所有地と借入地の合計と違うのですが。

事務局長 特定農作業受託がありますので、これを含んでいます。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」6件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積624㎡【議案読み上げ】

2番、・・・、面積448㎡外11筆 計8,267㎡【議案読み上げ】

3番、・・・、面積1022㎡【議案読み上げ】

4番、・・・、面積1190㎡外2筆 計3,888㎡【議案読み上げ】

本件は第1号議案2番と関連しています。

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

会長職務代理 4番は売買目的ですが、第1号議案2番についての説明をお願いします。

書記 第1号議案2番の譲渡人から譲受人への所有権移転は有償での所有権移転になります。

梶野委員 1番の今後はどうなりますか。

書記 確認できておりません。借受人は東京都の方ですが、これまではこちらにいる親類の方が耕作されていたようです。

三木委員 傾斜地で耕作条件は良くないです。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を
受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 特にありません

会長職務代理 それでは、これもちまして1月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時05分終了

令和2年1月20日